

短期入所生活介護いつかいち福寿苑 運営規程

(事業目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かきつばた福祉会が開設する短期入所生活介護いつかいち福寿苑(以下「事業所」という。)において行う短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、栄養士、機能訓練指導員、その他の従事者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあたっては要支援状態)にある高齢者に対し、適切な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 短期入所生活介護いつかいち福寿苑
- (2) 所在地 広島市佐伯区坪井一丁目 31 番 7 号

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1 名(常勤兼務)

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1 名(常勤専従)

利用者及び家族の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- (3) 介護職員 65名(常勤専従 38名 非常勤専従 27名)

居宅サービス計画書及び介護予防サービス計画書に基づき、利用者が自律的な日常生活を営む事を支援し、心身の健康維持を図るとともに、重度化の防止に努める。

(4) 看護職員 5名(常勤専従 3名 非常勤専従 2名)

常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を、嘱託医及びかかりつけ医と連携し行う。

(5) 管理栄養士 1名(常勤専従 1名)

利用者の年齢、心身の状況等により、適切な栄養量及び内容の食事を提供し、栄養保持増進に努めるため、利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、看護職員、介護職員、生活相談員と共同して、利用者ごとの摂食、嚥下機能及び食事形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し、当該計画に従い利用者の栄養状態を定期的に記録し、評価し栄養状態の改善に努める。また、給食業務並びに食品衛生の管理を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名(常勤専従 1名)

利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し又はその減退を防止するため、介護職員、生活相談員等と共同し、利用者ごとに機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練指導を行う。

(利用定員)

第5条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 併設型 10名(ユニット数 1ユニット 1ユニットの定員 10名)

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。

- (1) 入浴・排泄・食事等の介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎
- (5) 夜間看護体制

2 第8条における通常の送迎実施地域を越えた行う短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた時点から自宅までについて、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域を越えた時点から、片道 1キロメートルごとに 20円

3 事業所は前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日当たりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日当

たりの料金とする。

(1) 滞在費 ユニット型個室 1部屋 2,500円

(2) 食 費 (朝食550円 昼食 625円 夕食 625円)

合計 1,800円 (1日当たり)

(3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費

(4) 日常生活費及び教養娯楽費等利用者の趣味趣向に供する物 実費

(5) 理容・美容代 実費

(6) 電気代(備えつけのテレビを除く。利用者持ち込みの家電製品について)

1家電製品につき 1日 30円

- 4 事業所は、前各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又その家族に対し、当該サービス内容及び費用についての説明を行い、利用者又はその家族の同意を得ることとする。
- 5 事業所は、前2項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービス内容と費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)をうけることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービスを実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎実施地域は、広島市西区、佐伯区(湯来町除く)、広島県廿日市市(宮島・佐伯町を除く)の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービスの提供を受けてもらうように指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するように行う。

(1) 気分等が悪くなったときは、速やかに申し出る。

(2) 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないように利用する。

(3) 共有の設備・備品は他の迷惑にならないように利用する。

3 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上、その指示に従うも

のとする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消防設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して、具体的な消防計画等の防災計画を立て、従業員および利用者等が参加する消火、通報及び避難訓練を年2回(内夜間想定訓練1回を含む)以上実施する。

3 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置を設置するものとする。また、居室を含む全館にスプリンクラー装置を設置するものとする。

4 事業所は、地震等自然災害における緊急福祉避難場所として、入居者、従事者及び地域住民等(避難者用含む)のための適切な量の飲料水・食料品を備蓄する。

(人権の擁護および虐待防止のための措置)

第 11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、次の措置を講ずるものとし、組織運営の健全化を図る。

(1) 法人理念の基、虐待“0”を宣言し管理者及び従業員間において、その方針を共有する。

(2) 個々の従事者の職位・職種ごとの責任や役割を明確にし、取組みを行う。

(3) 運営やサービスに関する自己評価、第三者評価を実施し、評価内容や改善等取組みについて入居者等、家族等と情報共有を図る。

2 従事者の負担やストレスへの対応

(1) 職種ごとの業務の流れや作業手順を見直し、必要な時間帯等において柔軟な人員の配置を行う。

(2) 認知症状や環境変化により特に集中的ケアが必要な状態にある期間においては、夜間帯における従事者を1名増員する等の措置を講ずる。

ストレステスト等を用い従事者のストレスの把握に努めるとともに、従事者間の声掛けや月1回の悩み相談室等による早期発見に繋げる。

3 チームアプローチ、従事者間の連携

(1) 新規利用時や状態の変化があるような個別のケースに対応するために、関係従事者の役割を明確化していく。

(2) カンファレンス等の情報共有やケア方針決定の仕組みや手順を明確化していく。

4 職業倫理、法令遵守の意識の啓発

(1) ユニット会議やケアカンファレンス等において提供しているケアが利用者等本位のケアとなっているかを常に確認していく。

(2) 法人理念に沿って、各ユニット毎に利用者等の特性を鑑み、月毎のケア目標を決定し共有していく。

5 ケアの質の向上

(1) アセスメントの活用方法の具体的、実践的な習得やアセスメント結果に基づく、個別の状況

に即したケアの検討等について施設内外の研修参加の機会を確保する。

- (2) 認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術の習得のための研修の実施、施設内外の研修参加の機会を確保する。
- 6 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための介護者教室、講座開催等の支援や啓発活動を実施する。
- 7 虐待が疑われる事例を発見した場合には、市区町村関係機関へ通報する。
- 8 虐待防止のための措置等について
 - (1) 人権の擁護、虐待防止等に関する責任者の選定および必要な体制の整備
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 虐待の防止を啓発・普及するための従事者に対する研修の実施
- 9 従事者は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
 - (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為または適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
 - (3) 屋外や廊下に出したり、居室に閉じ込めたりして叱責すること
 - (4) 強引に引きずるもしくは移乗時に不必要に持ち上げ叩きつけるような行為
 - (5) 食事を与えないもしくは従事者の不適切な判断による食事の中断
 - (6) 利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
 - (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること
 - (8) 施設を利用させない旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること
 - (9) 性的な嫌がらせをすること
 - (10) 利用者等を無視すること

(身体的拘束等について)

第 12条 事業所は、身体拘束“0”を宣言し、原則として利用者の身体的拘束等は行わない。

万一、利用者等または従事者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、以下に定める要件等を遵守し、かつ定められた手順に沿ってのみ同意された条件と期間内に限って身体的拘束等を行うことができる。

- (1) 管理者を委員長とし、多職種から成る「身体拘束廃止委員会」(以下、委員会という)を設置し、チームで身体的拘束等について検討を行う体制を構築する。
- (2) 委員会において三つの要件(切迫性、非代替性、一時性)をすべて満たす状態であることを、「身体拘束0の手引」「身体拘束廃止マニュアル(法人)」等の指針に照らし合わせ検討、確認し記録を行う。
- (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画を作成し、利用者等又はその家族へ説明を行い、同意を得ることとする。
- (4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過について、利用者等又はその家

族へ説明を行う。

- (5) 身体的拘束等の解消後の拘束等の妥当性について、委員会で検証作業を実施し記録を行う。

(苦情・ハラスメント処理)

第 13 条 事業所は、提供した短期入所生活介護サービスに関するご利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応する為、担当者を引き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、入居者及びその家族に説明するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条 事業計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して短期入所生活介護サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(金銭等管理代行)

第 13 条 現金等は、原則として、利用者または家族が管理することとするが、やむを得ない事情がある場合は、法人の利用者預かり金規程にしたがい、事業所が管理の代行を行うことができる。

(衛生管理)

第 14 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 14 条 事業所は、管理者および生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- (3) 外部研修及び施設内研修への参加(適宜)

＊(3)の研修内容については、以下の通りとしその経験年数や職務及び能力等を勘案し計画的に実施する。

- ・介護保険関係法令を含む関係法令の理解及び遵守
- ・利用者等の人権の擁護、虐待の防止
- ・認知症高齢者、若年性認知症患者への理解
- ・医学等関連する領域の基礎的な知識の習得
- ・最新の介護技術の習得
- ・アセスメント、サービス計画の基本的な考え方
- ・身体的拘束等によらないケアの実施
- ・他の福祉医療サービスとの連携のあり方
- ・提供するサービスの質の自己評価のあり方

- ・従業者等の職場環境の改善を含む労務管理
- ・サービス中の事故防止等のリスクマネジメント
- ・その他必要と認める研修

- 2 従事者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させる。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持する為、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 4 事業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護等に関する記録を整備し、その完結の日から2年間(居宅介護サービス費及び介護予防サービス費の請求の根拠となる記録については5年間)保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人かきつばた福祉会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 7月16日から施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 11月 1日から施行する。
- この規定は、令和 7年 4月 1日から施行する。